

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想

— 「大東亜経済建設基本方策」の形成をめぐつて —

安達宏昭

キーワード

戦時日本 大東亜共栄圏 産業配置 経済統制 国内政治

はじめに

アジア太平洋戦争開始後の一九四二年二月一〇日、政府は「大東亜建設審議会」を設置することを閣議決定した。この審議会は、「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジ

テ大東亜建設ニ関スル重要事項（軍事及外交ニ関スルモノヲ除ク）ヲ調査審議ス」ことを目的としており、総裁には首相が就き、委員には政財界の有力者が任命された。審

議は、二月二七日に開かれた第一回の総会で提示された四

つの諮問にあわせて四つの部会が設置され、具体的に進められていった。本稿は、この大東亜建設審議会第四部会に

おいて審議・決定された答申「大東亜経済建設基本方策」（一九四二年四月一七日部会決定・同五月四日総会決定）の作成過程を明らかにすることによって、戦時期の大東亜共栄圏建設をめぐる国内政治の一侧面を析出することを目的としている。

大東亜共栄圏の経済的側面の研究については、これまで多くの研究がなされてきたが⁽³⁾、最近では、アジア太平洋戦争開始後に占領した東南アジア地域における現地での経済支配の実態解明が進展している。しかし、その一方で、これら東南アジア諸地域の「開発」を進めた日本政府・軍中央の政策についての分析は、その推移が一定程度明らかに

なつてゐるもの、立案過程を中心には充分とは言えない状況にある。なかでも、占領地において資源獲得や経済支配を実際に担当した企業と政府の関係を含めた国内の政策決定過程については、以前、筆者が指摘したように、これから研究課題であるといえよう。⁽⁵⁾

そこで、この研究課題を明らかにするための端緒として、財界の有力者や、大企業の社長、統制会理事、各省庁高等官が集まり、経済建設について審議した大東亜建設審議会を取り上げる。開戦当初のこの時期、各企業は軍の占領政策への協力ということで、それぞれの思惑は押さえ込まれていた。軍・政府の南方経済政策は、暫定的なものと認識されていた。それゆえ、経済界を含めた諸勢力は、将来の経済建設に関して議論するこの審議会に対して大いに期待し、答申には自己の意向を反映させようとしたことがえられる。従つて、答申の成立過程を分析することで、それぞれの政策的特徴や政治力学を明らかにできると考えたのである。

大東亜建設審議会についての研究は、一九九〇年代に入り、古川隆久、松本俊郎、山本有造、石井均によつてなされたものが代表的なものである。研究がこの時期に進展した背景には、当時幹事補佐であつた美濃部洋次の文書がマイクロフィルム化されるとともに、審議会の議事速記録が

出版されたことがある⁽⁶⁾。とはいへ、現在も山本論文が指摘するように「なお本格的研究はない」といつていい状況にある。これらの研究は、依然、全体像の概観、答申が描いた構想の「ラフ・スケッチ」や、教育関連分野についての議事を中心とした分析である。本稿が、課題としている答申を作成過程から分析するアプローチは、本格的になされているわけではない。それゆえ経済問題を中心とした審議会の答申について、その政策的意義が充分に解明されないよう思われる⁽⁷⁾。また、政府内での答申の取り扱いに対する分析も充分でないため、審議会や答申が果たした政治的役割が明確になつていないと考える。

さらに、松本論文には、事実認定において、二つの点で大きな誤解があると考えられる。一つは、美濃部洋次の文書にある「第九問題 大東亜経済建設ノ具体的方策」を、一九四三年に開かれた第九部会で定められたものとしている点である。もう一つは、商工省の部局である「総務局調査室」を、「大東亜建設審議会総務局調査室」としている点である。これらについては、いずれも全体像を理解するうえで、必要な事柄であるため、本論で詳しく述べたい。

さて、本稿が課題とする戦時期の経済建設をめぐる国内諸勢力の政治過程の解明という視角から、大東亜建設審議会を分析する場合、次の点を注目しなければならないと考

える。まず、第一は、審議会の議事だけでなく、幹事・幹事補佐という各省庁の高級官僚の答申原案の作成過程に注目することで、各省庁の政策的立場を明らかにしつつ、答申の持つ政策的意義を分析することである。また、幹事には、各種の統制会の理事や関係者が当たれていることからも、この時期の経済界において重要な役割を担いつつあつた統制会の動きにも注目したい。第二に、経済建設構想における産業配置の問題である。経済圏を構築する場合、どのような産業配置にするかは大きな問題である。重視する地域により、その配置は大きく異なる。まず、各政策主体の政策の特徴を理解する上で、この配置に注目していきたい。第三に、どのようにコントロールして経済圏を構築するかという点である。この点は、国内の経済統制のあり方に結びつくものであり、企画院や商工省といった経済政策を担当する省庁にとつては、重要な問題であつたことが考えられる。そして、このことは、産業配置とも密接に関連するものであつた。すなわちコントロールの方法により、産業配置も変化するし、その逆もあるからである。したがつて、産業配置との関連をふまえつつ、企画院や商工省の経済統制の方法について、できる限り注目していきたい。第四に、軍・政府における答申の取り扱いである。第四部会答申が、実際の経済施策に与えた影響は明確ではない。こ

れを明らかにするには、その後の政策との相互の検証が必要であるが、その前提として、軍・政府が答申をどのように扱うことに決定したかを把握しておく必要がある。また、その取り扱いを検討することで、審議会の政治的な位置づけもできると考⁽¹⁾える。

次に、大東亜建設審議会について、その概要を紹介しておきたい。活動期間は、二期に分けられ、第一期は一九四二年二月二七日の第一回総会から同年七月二三日の第五回総会までで、第二期は一九四三年四月九日の第七回総会以降の時期に分けられる。第一期においては、最初に設置された四つの部会で、第一部会が「総合」、第二部会が「文教、第三部会が「人口及民族」、第四部会が「経済」を担当した。五月四日の第二回総会で、第一部会答申案「大東亜建設二関スル基礎要件」と第四部会答申案「大東亜経済建設基本方策」が決定されるとともに、さらに諮問第五およびそれにもとづく四つの部会の追加が決定された。すなわち第五部会は「鉱工業及電力」、第六部会は「農林水畜産」、第七部会は「交易及金融」、第八部会は「交通」を担当した。すべての部会の答申案は、第五回までの総会に順次報告・決定された。第二期は、第七回総会で新しく四つの諮問が提示され、これにもとづき三つの新しい部会が設置された。諮問第六「大東亜諸民族指導ニ関シ特ニ留意スヘキ事項如

何」については従来の第一部会が担当し、諮問第七から九について、それぞれに対応して第九部会が「鉱産」、第一〇部会が「食糧」、第一一部会が「繊維資源」を担当することになった。この第二期の活動については、はつきりしないことが多いが、第一〇部会の「大東亜地域ノ食糧増産方策」と第一一部会の「大東亜地域ノ繊維原料増産方策」が、四三年一二月二八日に審議会決定され、四四年一月七日付で内閣に答申された。そして内閣では、二月一五日付で、この二つの答申を「政府施策ノ参考」として決定し指令している。したがつて本稿が対象とするのは、審議会活動の第一期の前半である。

一、企画院による立案

「大東亜経済建設基本方策」(以下「基本方策」と略記)の原案作成は、第四部会の部会長が企画院総裁の鈴木貞一であったことからも、企画院が担当したと考えられる。しかし、この時期、企画院は同じような政策の研究立案をもうひとつ担当していた。それは、大本営政府連絡会議が一九四二年二月九日に決定した「爾後ノ戦争指導二関スル件」の「問題」の「九、大東亜経済建設ノ為ノ具体的方策」であつた。「爾後ノ戦争指導二関スル件」とは開戦後の戦争指

導について、全部で十五個の研究議題を定めたもので、それらの議題は、その後の連絡会議において、順次、方策案とになった。⁽¹²⁾ この第二期の活動については、はつきりしない

導について、全部で十五個の研究議題を定めたもので、それらの議題は、その後の連絡会議において、順次、方策案とされた。この第二期の活動については、はつきりしない

が提出され、討議の後、決定されていった。
美濃部洋次文書には、この研究議題に沿つて作成したと考えられる「第九問題 大東亜経済建設ノ具体的方策」が三点収められている。⁽¹³⁾ 松本論文では、これらの史料を、翌年に開かれた第九部会の答申とその原案としてしまつていいのである。この「第九問題」については連絡会議で討議されることなく、何等の決定もなされなかつたため、『杉山メモ』においても一カ所しか記されていない。さらに議題にあつた「為ノ」が欠落している。このため「第九問題」を「第九部会」の問題と類推したのである。

しかし、以下の点から、これらの史料が、第九部会答申ではなく、一九四二年三月ごろの文書ということがわかる。第一に、第九部会はあくまで「戦力増強上大東亜主要鉱産資源ノ開発利用方策」についての諮問を受けた部会で、審議は「鉱産資源」に限定されているはずであるが、「第九問題 大東亜経済建設ノ具体的方策」には、金融や交通、貿易などについての方策も記されている。第二に、修正が加えられ時期的に最も新しいと考えられるものの内容構成は、「一、要綱 二、具体的方策 イ財政金融、ロ貿易、ハ産業、ニ交通」となつており、これは「爾後ノ戦争指導二関スル

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想（安達）

件」の「大東亜経済建設ノ為ノ具体的方策」の細目「イ、財政、金融、ロ、貿易、ハ、産業、ニ、交通」と合致している。第三に、三月に作成された「基本方策」の原案と極めて似た内容や表現が多いということである。この点については、後ほど答申案の検討の際に述べたい。第四に、統帥部側の記録である『機密戦争日誌』から、これらの史料が検討されていたことがわかるからである。まず、『機密戦争日誌』の方から検討することにしたい。

この研究問題を担当したのは、企画院のほか、商工省、大蔵省、外務省であったが、「此等ノ研究議題ハ統帥部及政府各機関ノ発議ソノ儘ヲ持寄リソノ儘連絡會議ニ掛ケルト言フ方策ニテハ討議ツキサルベキ虞アルニ付幹事ニ於テ一応各機関ノ意見ヲ取纏メタル上連絡會議ニ掛ケル様」と決められ、事前に政府及び統帥部の担当者で審議されることになっていた。このため、検討に統帥部が関与し、『機密戦争日誌』に記されたのである。日誌の内容を追うと、三月五日には「大東亜経済新秩序建設要綱ニ関シ主任者ノ検討ヲ行ヒ當方ノ意見ヲ徹底的ニ具陳シ企画院側ノ修正ヲ求ム」とあり、これを受けて、三月一六日には「第九問題大東亜経済建設計画ハ企画院案ニ対シ異論続出シテマトマラズ」と記されている。検討している表題は、異なるものの「第九問題」とあり、他の研究議題も、連絡會議で決定され

た文書には、「第一問題 世界情勢判断」や「第八問題 占領地ヨリ物資取得ノ現状並ニ将来ノ見透シ」などと記されていることからも、九番目の研究問題「大東亜経済建設ノ為ノ具体的方策」と見て間違いないだろう。さらに三月三一日には、「大東亜経済建設ノ具体的方策（企画院第三案）送付シ来ル、第二案ニ対スル当方案ヲ多分ニ吸收シアルヲ以テ輸「愉」快ナリ」とあり、「第三案」という原案の回数と、日誌の記述の回数が一致していることからも、それぞれ出てくる表題が異なるものの検討が進展していたことが確認できる。見て取れ、また文書名が「大東亜経済建設ノ具体的方策」（以下、「具体的方策」と略記）に落ち着いたことが確認できる。しかし、この「具体的方策」の検討がその後、どのようになったのかは判然としない。前述のように、結果的に連絡會議には上程されず、検討すらなされなかつた。こうした扱いは、「第九問題」だけでなく、いくつかの問題も同じであつた。なぜ、その後進展しなかつたのであらうか。おそらく、政府側で、似たような内容である大東亜建設審議会の第四部会での検討にまとめてしまつたのではないかろうか。その理由については、答申の取り扱いから考えられるので、その際に再び言及することとする。ともあれ、第九部会の答申でないことが確認されたことから、一九四三年の活動について再検討が必要であろう。

さて、同じく企画院で立案が進められていた「基本方策」は、三月九日、三月一〇日、三月三〇日と、それぞれの日付の案が作成された。これら「基本方策」案と「具体的の方策」の間には、共通する内容がみられる。まず、産業建設の期間を一五年とし、第一期を五年、第二期を一〇年としている。そして第一期は当面の施策を戦争遂行力の増強にそそぐ一方で、現地住民の最低限の生活を保証するとしていた。さらに産業配置については、表現も以下のように極めて類似している。すなわち「具体的方策」では、「産業ノ振興ニ関シテハ日、満、北支ヲ其ノ中核地域トシ大東亜戦争以前二行ハレタル内地集中ノ観念ハ之ヲ訂正シ国防上ノ要請及原料、動力、輸送、労力等ノ立地条件ヲ考慮シツツ産業ノ配分ヲ決定シ大東亜全域ノ経済力ヲ総合的活用ニ依リ最高能率ノ發揮ヲ期ス」とあり、一方「基本方策」三月一〇日案では「大東亜ニ於ケル産業ノ配分ハ国防上ノ要請、原料、動力、輸送力及労力其ノ他立地条件ヲ考慮シテ之ヲ定メ日、満、北支ヲ其ノ中核地域トスルモ從來ニ於ケルカ如キ内地集中ノ觀念ハ之ヲ訂正シ大東亜全域ノ総合開発ニ依リ最高能率ノ發揮ヲ期ス」としているのである。これらはまさに経済建設における企画院の政策的特徴を示すものといえよう。

こうした特徴は、従来の研究が指摘しているように、そ

これまでの企画院の政策と関連するものであつたといえよう。二段階の期間計画については、「日満支経済建設要綱」（一九四〇年一〇月三日閣議決定）や「国土計画」の期間計画の発想を受け継ぐものであった。一方、産業配置についても「日満支経済建設要綱」で「日満支」を「自存圏」と位置づけたため、「自存圏」をさらに拡大させる以上、この三地域を「中核」と位置づける必要があつたといえる。さらにつれて、企画院のこうした産業配置が「從来ニ於ケルカ如キ内地集中ノ観念ハ之ヲ訂正シ」と大きな再編成を意図していたことである。そして、この再編成は国内の経済システム再編の考え方とも結びついていたことが考えられることである。「具体的方策」には、「一、方針」に「（五）大東亜経済ハ其ノ中核ヲ日満、北支ノ地域ニ置キ全域ノ資源、物資、資金、労力ヲ総合的ニ活用シテ急速ニ其ノ経済力ノ拡大ヲ期ス之ガ為各地域ニ於ケル産業ノ配分ヲ決定シ又生産、配給、金融、交易等ニ關シ最モ能率的ナル機構ヲ整備シ且シ其ノ運営ノ円滑ヲ確保ス此ノ場合企業形態ノ改革及産業ノ機械化ニ付テハ特ニ之ヲ重視ス」（傍点は筆者）とあつた。以前、企画院は、一九四〇年に「経済新体制」確立のもと、企業の行動目的を、利潤追求最優先から生産第一主義へ転換することを目的に、いわゆる「所有と經營の分離」を実現しようとしたが、財界の激しい反発

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想（安達）

にあつて、その目的を達成することができなかつた。したがつて、「企業形態ノ改革」という表現からは、企画院が再び企業システムの変更を実現しようという意図が感じられるのである。経済圏再編といふ外側との関係から、国内の経済システムとりわけ企業変革を図る姿勢が看取できるのである。

しかし、「基本方策」案においては、こうした「企業形態ノ改革」という表現は見出せない。『機密戦争日誌』では、各所から批判があつたという記述もあり、こうした企画院の考えは受け入れられない状態にあつたのかもしれない。修正された「具体的の方策」においては、この表現は無くなつておらず、照應する場所の記述では、「最モ能率的ナル機構ノ整備及其ノ運用ヲ確保ス右機構ノ整備ハ大東亜全域ニ付キ之ヲ行フヲ要スルモ差当リ特ニ皇國ノ国内体制ノ整備ヲ急クモノトス」とされていて、曖昧になつてゐる。以上、企画院による大東亜経済建設政策についての立案過程を見てきたが、次に、この原案に対し、どのような反応が起つたのか、見ていきたい。

二、商工省の対応

商工省では、企画院が作成した二つの原案に対して、主

に次のような修正を考えていた。まず、「具体的の方策」に対しては、さきほどの「一、方針（五）」において「総合的ニ活用シテ」の前に「皇國ノ指導乃至把握ノ下ニ」を加えるなどを求めた。⁽²⁾さらに、「要領（ロ）産業」の冒頭に「産業ハ皇國指導ノ下ニ大東亜全域ノ物資ヲ総合計画的ニ動員活用スルヲ以テ本旨トス」といった文や、「産業（八）」では「同一種類ノ産業ヲ圈内ヲ通ジ努メテ同一系統ノ企業トスル」の次に「ト共ニ皇國ニ於ケル當該産業ニ関スル統制団体ト有機的ニ連繫セシムルガ」といった文の挿入を求めていた。その理由として、「大東亜全域ノ資源、物資、資金、労力ノ総合的活用ニ付テハ総合ノ中心トナルベキ皇國ノ指導的立場ヲ確保スルヲ要ス」ということなどが挙げられている。さらに、「産業（八）」への修正理由としては、「国内産業政策トノ総合調整ヲ圖ル為皇國ニ於ケル産業統制団体トノ有機的連繫ヲ強化スル要アリ」とされているが、原案へは「統制会ノ指導権確保」との手書きの書き込みがなされており、それが本音であったことがわかる。

続いて、「基本方策」については、三月一〇日案に対して、修正意見がまとめられている。⁽²⁾まず、「根本方針」に対しても、「我国ノ把握スベキ部門業種ヲ根本方針中ニ入レルコト」があり、「第二、大東亜産業建設方策」に対しては「統制会理事長會議ノ運用各地域ノ知識ノ動員ニ依リ横断的連絡ヲナ

スコト」、「日満北支ヲ其ノ中核地域トスルモ」トアルヲ削ルコト、「内地集中ノ観念ハ之ヲ訂正シ』トアルヲ削ルコト」、「大東亜全域ノ総合開発ニ依リ』トアルヲ一層意義ヲ明確ナラシムル様訂正ノコト」といった内容が記されている。これら意見より、企画院が提起した「日、満、北支ヲ其ノ中核地域」という考えに對して、商工省は消極的な姿勢を持つており、産業建設における「皇國」すなわち国内産業の優位性や指導性を主張するとともに、内外産業建設における統制会の指導権の確立を図ろうとしていたことがわかる。

さて、こうした商工省の意見は、どのようにして作成されたのであるか。商工省は、一九四二年二月二〇日に、商工大臣官邸において、一一の統制会の理事長らと懇談会を開いた。⁽²⁹⁾これらの統制会は、四一年九月に公布された重要産業団体令に基づいて業種ごとに設置された統制団体であり、生産統制や資材分配など統制経済を担う機関として組織整備されていた。⁽³⁰⁾四二年一月に、商工省が第一次指定増産目標をいち早く試算し、その結論は大東亜建設審議会総務局調査室の資料として関連部会での検討に回された⁽³¹⁾としているが、審議会の官制には「総務局」といった部署の設置は記されておらず、前述の経緯からも、「総務局調査室」の資料は、あくまでも商工省でまとめられたものということが確認できる。それゆえ、これら資料が審議会の関連部会での検討に回されたということは、慎重に考えたほうがよいと思われる。

さて、この統制会理事らとの第二回懇談会が三月二十五日に開かれたが、その際に「基本方策」三月一〇日案について意見の交換がなされた⁽³²⁾。商工省による修正意見は、この

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想（安達）

懇談会で理事らから出された意見を反映するものであつたのである。この懇談については、日本が握るもののがはつきりとしないという内容の発言や、内地集中についての記述をけざるといった意見など、各項目に対する話し合いのメモが残されている。さらに四月一日に再び懇談会が開かれ、前述した商工省の「基本方策」に対する修正意見が提示され、それについて再び意見を交換している。

このような統制会の理事長らとの懇談会をふまえて、商工省は、自ら「基本方策」案を起案した。企画院では三月三〇日案・四月一日案を作成して幹事会で提示したが、四月一日案に対しても商工省は、大幅な修正を加えることを求めた「大東亜経済建設基本方策案二関スル件」を作成するとともに、さらにそれを若干修正した内容で四月四日付の大東亜経済建設基本方策（案）を作成したのである。そこでは、「大東亜経済建設ノ遂行ハ其ノ中枢的部面ハ皇國之ヲ指導統制シ大東亜各地域ノ人力及資源ノ特性ヲ完全ニ發揮シ大東亜全体ノ経済力ヲ計画的ニ充実發展セシム」とし、日本が中枢部分を握り、他地域を指導統制することを明確にしていた。そして産業建設については、「其ノ中枢産業（国防産業、基礎産業及独占産業）ハ皇國之ヲ強力ニ把握シ爾余ノ産業ハ皇國之ヲ指導シ」「皇國ノ強力ナル指導統制ノ下ニ国防上ノ要請、原料、動力、輸送力及労力其ノ他ノ立地

条件ヲ考慮シテ産業ノ配分ヲ定メ」とし、「日、満、北支ヲ其ノ中枢地域」という考えを入れず、より明確に日本が中枢産業を握り、日本の統制で産業配分を定めるとしていたのである。さらに「大東亜経済建設ニ関スル諸方策ハ更ニ適正ナル具体的方策ヲ総合的ニ策定シ皇國ノ指導統制ノ下ニ之ヲ強力ニ遂行シ得ルガ如キ總力戦体制ヲ確立スルニ非ザレバ所期ノ目的ヲ達成シ難キニ鑑ミ此ノ際行政機構ノ徹底的改革ヲ行フ特共ニ民間統制団体ヲ整備シ其ノ機能ノ強化拡大ヲ図ルモノトス」と記して、民間統制団体の機能強化による指導統制を掲げていた。この点については、部会決定した「基本方策」に基づいて、四月三〇日に第五部会答申原案として商工省が作成した「大東亜産業建設基本方策」において、より具体的に記されている。すなわち「大東亜ノ産業再編成方策」の一項で、「皇國ハ大東亜共栄圏ノ中核タルニ鑑ミ産業ノ再編成ハ率先強力ニ之ヲ遂行シ其ノ指導的体制ヲ確立ス特ニ重要産業統制会ノ機能ヲ飛躍的ニ拡充發展セシメ当該産業ニ関スル大東亜ヲ通ズル一元的中枢機関タラシム」としており、統制会を「一元的中枢機関」としようとしていたのである。

当時の商工省の経済統制に対する政策的立場は、宮島英昭の研究に詳しい⁽⁵⁾。それによれば、商工省官僚は、企画院官僚の政策とは異なつて企業の利潤追求の目的変更には懷

疑的であり、投機的利潤や独占利潤の抑制のみに限定しようとする現実派であつて、それゆえ上からの統制の強化に力点が置かれ、資源の効率的配分を可能とする「元的統制組織」の設立に精力を注いでいたという。また、財界側のなかにも、商工省と協力提携する「財界修正派」といわれる勢力が生じてきていることも指摘されている。すなわち、重工業部門での経営者や重要産業協議会を中心とした「財界修正派」は、それまでの財界主流派が考えていた自主的統制論ではなく、多元的な統制団体を一元化することで重大的な割り当てを実現するとともに、政府の経済計画への参画や運用への参加を求めていた。そして、両者の協力、提携関係は、統制会の設立過程において強化されたことが明らかにされている。

一九四二年一月に第一次指定された統制会の成立が完了し、八月にはさらに六業種九統制会の第二次指定が行われた。これと並行して、商工省を中心に、四二年前半より政府から統制会に対して委譲される監督行政権の内容について検討が行われ、一月一七日に閣議決定された。このように統制会が整備されていく時期に、まさに「基本方策」が検討されていたのであって、大東亜建設審議会の場においても、統制会理事らとの協調のもと、統制会の権限強化を図ろうとした商工省の政策は、従来の研究における商工

省の政策的立場を確認するものといえよう。さらに本稿で新たに指摘したい点としては、商工省は統制会を国内経済だけでなく大東亜地域の経済建設全体の「元的中枢機関」として位置づけようとしていたということである。そして、そのためにも統制会機能の強化が必要であるとの論理を使っていたことにも注目したい。商工省は、「財界修正派」との協調のもと、統制会組織を強化することで国内外の経済建設を統制しようと考えていたのである。そして統制会側も、この審議会を通して、経済計画への参加や省庁からの権限委譲を始めとした機構強化を図ろうとしていたのである。

三、答申案の形成過程

四月にはいり、第四部会幹事会が開かれるようになつた。第四部会の幹事には、農林・商工・通信・鉄道・拓務の各次官と、植村甲午郎（石炭統制会）・津田秀栄（鉱山統制会）、小日山直登（鉄鋼統制会）などの統制会理事や、柳田誠二郎（日本銀行理事）などが任命されていたが、幹事会には部会担当の幹事だけでなく、陸海軍の幹事などすべての幹事や、美濃部も出席していることから、各省課長クラスの幹事補佐も出席していたと思われる。この場において、「基本方策」の本格的な検討がなされたようだが、必ずしも商

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想（安達）

工省の意見が通つたわけではなかつた。四月七日付の幹事會案では、「大東亜産業建設ハ大和民族永遠ノ發展、国防上ノ要請、原料、動力、輸送力及労力其ノ他ノ立地条件ヲ考慮シテ産業ノ配分ヲ定メ」となつたが、その後には、それまでの案と同様に「日、満、北支ヲ中核地域トシ」という文言は残つてゐた。また、すでに三月三〇日案の段階で、「大東亜經濟建設ハ皇國之ヲ指導統制シ」という文言が入つてゐたが、四月七日案では「皇國之ヲ指導シ」と「統制」が削除されていた。さらに商工省が重視した統制會については、「大東亜經濟建設ヲ促進スル為必要ナル行政機構及其他經濟体制ノ整備ヲ図ル」といつた程度の文言しか盛り込まれていなかつた。

「日、満、北支ヲ中核地域トシ」という文言が残つたのは、おそらく陸軍の考えによると思われる。幹事會で、陸軍がどのような意見を述べたかは明らかではないが、後の陸軍の記録からその考えがうかがえる。六月一一日の陸軍省課長会報において、真田穰一郎軍務課長が大東亜建設審議会について「先般來開催されてゐるが、第一部會において産業計画の基礎でもめている。日満支を基礎とする趣旨につき所要の修整を行ふ。この中で特に北支の地位の重要なことにつき、陸軍案が了承される様になつた。三〇〇〇万屯の鉄を作るには六億屯の石炭が必要るがその取得は北

支を措いてなし。又衣糧関係にしても北支は重工業と共に重要な據点なり。又政治的にも北支は日満支をつなぐ楔なり」と報告しているのである。六月は第五部會で産業建設を検討していたので、「第一部會」でもめていいるという記述には疑問が残るが、北支を重要視する陸軍の立場が確認できよう。統制會の強化の文言が盛り込まれなかつたのも、こうした認識と関連していいたかも知れない。北支には、北支那開發株式會社という総合的開発投資の国策會社が設立されていた。統制會の全地域での指導性を強めた場合、この北支那開發株式會社との關係をどのようにするのかという問題が発生することが考えられる。このことは、機構再編や権限問題につながるものであり、それゆえ統制會についての言及は見送られたのではないか。⁽¹²⁾また、このことだけでなく、統制會の強化は、他の省庁との権限の問題もあってなかなか進展しなかつたことを考えると、それら省庁の反対もあつたことが推測できる。⁽¹³⁾

さて、産業配置の部分は、四月八日の幹事會案では、さらには「日（南方ノ新領土ヲ含ム）、満、北支ヲ中核トシ」と修正された。この修正は、おそらく海軍側の意向によるものだと考えられる。『機密戦争日誌』の四月九日には「大東亜經濟建設審議会答申幹事案ニ於テ建設ノ中核ヲ日満北支ニ置ク点ニ於テ海軍側ニ異議起ル」との記述があり、日付

が合致しない点が問題だが、海軍側が南方を含める要求して、このような表現になつたと思われる。海軍は、従来から南方を重視していたが、開戦後に南方の産油地域を占領したことで、艦船燃料の主要な供給源となる南方における石油確保の重要性からこののような主張をしたことが考えられる⁽⁵⁾。この四月八日案は、そのまま四月九日午後一時四〇分開始の第四部会に提出されたが、必ずしも幹事会でまとまつていた案ではなさそうである。この時期に『機密戦争日誌』を記していたのは大本営陸軍部第一部第一五課（戦争指導班）であつたが、その課長代理であつた甲谷悦雄中佐の業務日誌によれば、四月九日の条に次のような内容が記されている。「大東亜建設審議会ニテ石川信吾幹事会ニテ反対」とあり、「反対したのが幹事補佐であつた石川信吾海軍省軍務局第二課長で、このため企画院が妥協案を作成したが、午前右検討陸軍反対」であつた。そこで企画院総務室第三課長で幹事補佐であつた中西貞喜少将が斡旋に乗り出した。しかし「陸軍ハ飽ク迄反対、毫モ出ゼズ保留ニテ行ク」、「其ノ結果石川ト軍務課長懇談スルコトナル」という状態であった。このことからも、産業配置の問題は、第四部会に一応案が示されたとはいえ、依然として対立が続いていたようなのである。

さて、九日に開かれた第四回の第四部会での審議を見る

前に、それまでの審議について少し触れておきたい⁽⁶⁾。第三回までの部会では、幹事が提出した研究議題について、それが自体が議論対象となるなど、委員が自由に意見を出して、議論が一定の方向でなされていったわけではなく、様々な考えが行き交っていた。そのなかでも議論となつたのは、南方から物資をもつてくるが、その南方の人々をいかに我慢させるのかということであつた。そして第四回に、初めて幹事会案が示されたのである。ここでは、この産業配置に対し、委員から疑問が出された。石渡莊太郎は「南方ノ新領土ニ対シテモヤハリ重要産業ノ配分ヲセラレルト云フコトニナリマスト、詰リ日満、比較的日本ニ接近シタ場所デ大体ノ重工業等ヲヤツテ行カウト云フ根本的ノ考ヘガ少シ搖ライデ来ルヤウニ考ヘル」と述べ、伊藤文吉も地理的な考え方から「南方ノ新領土」ではおかしくなるとのべた。鈴木企画院總裁や安倍源基企画院次長がその説明や対応にあつたが、藤山愛一郎や平生鉄三郎らが妥協的な意見を述べると、石渡も伊藤も「南方ノ新領土」ヲ御削リニナツタラドウカ」と強く主張するようになり、特に石渡は「括弧ハ要ラナイト思ヒマス」や「オカシイ」と発言するまでに至つた。ここで、「幹事補佐（武藤陸軍軍務課長）」が、急に発言した。すなわち「幹事案ガ出サレマス時ニ、旬日ノ間デ吾々十分意見ヲ申上ゲル余裕モアリマセヌデシタカラ、

又練ツテモアリマセヌ」と幹事会でも突き合わせが不充分なことを述べ、「殊ニ只今ノ産業分配ノ問題ハ非常ニ重大ナ

問題デアリマスノデ、又此ノ原案ノ第一項ノ表現ノ仕方ガ必ズシモ宜イトハ考ヘテ居ラナイ次第アリマスガ」と陸軍が必ずしも同意していないことを明らかにしたうえで、「再ビ幹事ニ御下渡シヲ願ヒマシテ、色々ナ觀点カラ其ノ御意見ヲ十分尊重シテ、モウ一遍練リ直ス余裕ヲ置イテ載キタイ」と、再度、幹事で検討することを求めたのである。この発言もあって、結果的に幹事で再検討することになった。陸軍は、委員の疑問や否定の発言を捉えて、不満であったこの表現を再検討する機会を得たのであつた。

その後、『機密戦争日誌』には、四月一〇日に「大東亜建設産業配分ニ関スル陸海軍務課長案ハ夫々上司ノ反対（陸軍ハ參謀本部　海軍ハ海軍軍務局長）ニテ暗礁ニ乗リ上グ此時武藤軍務局長ハイフ。妥協マトメ役ヲ必要トス」という記述があるが、どのような案が出されていたかは分からぬ。ともかく、妥協はなかなか難しい状態にあつたことがうかがえる。その後、二つの業務日誌にはこの問題についての記述はなく、陸海軍の対立がどのように推移したのかについては判らないが、ともかく四月一七日の第五回の第四部会には、修正された幹事案が提出されたので、それまでに妥協が図られたと思われる。

四、答申案の決定とその取り扱い

四月一七日の部会に提出された「基本方策」案では、産業配置については、「大東亜ニ於ケル産業ノ配分ハ国防上並

ニ大和民族配置上ノ要請ヲ先決条件トシ日滿支経済建設計画ヲ骨幹トシテ大東亜戦争ノ戦果ニ照応シ各般ノ産業立地条件ヲ考慮シテ適地適業ノ趣旨ニ則リ最高能率ヲ發揮シ得ル如ク既定計画ニ所要ノ修正ヲ加ヘ以テ大東亜全域ノ総合的経済建設ニ遺憾ナキヲ期ス」となつていて。商工省、企画院・陸軍・海軍の要求が、順番にぼかした形で盛り込まれていることがわかる。こうすることでしか妥協が成立しなかつたのであろう。だが、すべての要望を取り入れるために、「先決条件」「骨幹」「照應」という言葉が挿入されるとともに、それぞれについてもあいまいな表現となつてしまい、結果的に焦点がどこに置かれているか判然としない大変わかりづらい文言になつてしまつたのである。一方、商工省が主張していた指導統制や統制会については、前回幹事会と変化はなく、漠然とした表現のままであつた。また、計画期間も、全体の一五年は残つたものの、単に二期に分けられるだけとなり、それまでの案にあつた五年・一〇年という具体的な年数は削られていた。このため、期間計画としても漠然としたものとなつてしまつた。

一部会では、一部の語句を修正しただけで、この幹事会案を決定した。さらに、五月四日に開かれた第二回総会でも、この第四部会提出案を、「絶対不足資源」という言葉を削除し、海上輸送力の「急速ナル⁽⁵⁾増強」を「飛躍的増強」と変更するだけで、決定したのである。あわせて、総会では「基本方策」決定を受けて、経済についての専門的な部会である第五部会から第八部会までの設置を決定した。このうち、鉱工業と電力を担当する第五部会の部会長は岸信介商工大臣が務めることになり、ここでの答申案の作成は商工省が担当することになった。そこで商工省は、「基本方策」形成過程において主張した内容を具体化する作業を開始した。すなわち、きわめて曖昧な表現や漠然とした記述として決定したことは、実行に移す際には幅が持たされたことになり、各勢力がそれぞれ都合のよい政策を実行に移すことが可能であるということであった。

第二回総会では、第一部会の答申「大東亜建設ニ関スル基礎要件」も決定されたが、これは僅か三行程度で、あくまでも「諮問事項ノ一部ノ答申案」であつたようである。それゆえ「全部ノ答申案」であつた「基本方策」は、総会決定した答申として、その後どのように扱われるかの指標になるものだつたといえよう。

内閣は、「基本方策」を、五月八日に閣議決定した。⁽⁶⁾ そし

て、その後に、大本営政府連絡会議に附議しようとした。内閣側のこうした行動は、第一節で述べた連絡会議で提起された「第九問題」の検討と、審議会答申を併せて行うものだつたと見ることができる。実際に答申は政府で指導しているのでどこにでも転用できる、忙しい時期なのでできているものを利用したいという東条英機首相の意図が、統帥部側に伝えられている。内閣としては、経済建設の問題について、検討が二度手間になることを避けるとともに、各方面の有力者を集め、なおかつ政府として指導している審議会での立案の方に有用性を認めていたため、このような方法が採られたのではないかろうか。また、南方占領地の経済政策については、内閣の第六委員会が管轄していたため、今回の経済政策も内閣で決定しても問題がないと考えたことも推測できる。

しかし、内閣のこうした動きに対して、統帥部側は強く反発した。「甲谷悦雄大佐日誌」によれば、五月一五日に附議することが問題となり、翌日の連絡会議上程は見合われ、さらに一八日の連絡会議に対する提案も、参謀本部の反対により見送られた。ここで甲谷が問題としたのは、「手続問題(閣議決定済) 大二問題トナリ强硬三反対シ置⁽⁷⁾ク」とあるように、閣議決定したものを連絡会議にかけようという手続きの問題であった。『機密戦争日誌』の五月六日に

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想（安達）

は、「大東亜建設審議会ノ運用ニ関シ（去四日企画院總裁談ハ恰モ審議会ノ答申案ニヨリ国策決定ノ如キ感ヲ抱カシメアリシニ付）陸軍省ニ善処方要望ス」との記事があり、国策決定はあくまでも連絡會議の審議によつてなさることが意識されていた。「南方占領地行政実施要領」では、「現地軍政ニ関スル重要事項ハ大本営政府連絡會議ノ議ヲ經テ之ヲ決定ス」としており、東南アジア占領地軍政に關連する重要な事項を含むことが予想される審議会答申に対し、統帥部側での検討を経ないで、そのまま決定することに難色を示したと思われる。今後、提出される答申は、経済問題だけではなかつたからである。さらに、経済建設については、「爾後ノ戦争指導ニ関スル件」の一つの議題として統帥部も加わり検討することになつていたのに対し、それが曖昧な状態になつたままで、内閣側の案をそのまま国策にすることに抵抗感があつたことも考えられる。したがつて、まず連絡會議で議論されて決定した後、國務に關係するものについては閣議決定をすべきで、内閣側が先に実行を決定してしまつた上で、連絡會議にかけることは、統帥部側として承認できるものではなかつたのである。

さて、甲谷は一八日から「修正セル案ニテ出スコトシ本日ヨリ審議ニカカ」つたが、結果的には一九日に妥協が成立して「閣議決定ノ分ハ諒解案トシテ明日連絡會議ニ提

示³⁶」するが、それは「単ナル参考ニ過キサルモノトシ連絡會議決定ハ改メテ研究審議セルモノニ依ルモノトス」というように「統帥部ノ要求通ル」ことになったのであつた。³⁷翌二〇日に連絡會議が開かれ、「基本方策」が「諒解」されたが、あわせて「大東亜建設審議会答申案ノ取扱ニ関スル件」が説明され、今後はその方法で進めることが承認された。³⁸『杉山メモ』には、「取扱ニ関スル件」の具体的な内容は書かれていないが、おそらくこの答申と同じ扱いにすることや閣議決定前に連絡會議に附議することが盛り込まれたと思われる。³⁹

かくして、「基本方策」を含めた大東亜建設審議会の答申が持つ実際の政策に対する影響力は曖昧になつた。その後の答申の扱いは、八月一九日の連絡懇談会において答申案が報告されたときからも確認できる。東条首相は「元来政府トシテハ閣議決定トセルモノハ之ヲ必ス実行ニ移スト言フ堅キ方針ヲ持シアルモ此ノ答申案ノミハ飽クマテ諮詢機関ノ答申案ニシテ之カ実行ハ更ニ具体的ニ審議決定スヘキモノ」と発言し、「基本方策」と同様に、答申内容の実施にあたつては、さらにもう一度審議してから決定するとしていた。たしかに各答申は政府や軍の各部署に伝達されるとともに、その後の閣議決定により「政府施策ノ基準トナス」とされたことからも、政策の方向性を定めたものとして充

分に意義はあつたようである。とはいへ、具体的な政策立案にあたつては、再び各政策主体による政治過程が繰り広げられることになるわけで、連絡会議決定になつた場合と比較すれば、政策に対し答申が持つ直接的な拘束力は弱まつたといえよう。

ただ、(二)で注目しておるべきことは、「基本方策」がこのようない取り扱いになるということが、その作成時には明確ではなかつたということである。統帥部が強硬に主張したため、妥協が図られて、「参考」となつてしまつたのである。「基本方策」が連絡会議で決定されて国策となる可能性はあつたのである。「基本方策」作成中においては、その可能性があることをふまえながら検討がなされていたことを改めて確認しておく必要があろう。

おわりに

これまで「基本方策」の作成過程および決定過程について、分析を加えてきた。その中で、以下の諸点が明らかになつたので確認していきたい。

まず、結果として「基本方策」は連絡会議で「参考」扱いとなり、その後の政策に対する拘束力は弱まつたが、作成時にはそのことは明確ではなく、そのまま連絡会議決定

として拘束力をもち得る可能性があつたことである。それゆえ、各官庁およびそれに連なる経済界は、経済圏建設における自らの構想を実現するために、答申案文に対し注目し、修正案などを提示した。そして、幹事会では、陸海軍が対立するなど一部激しいやりとりが存在した。

幹事会での大きな争点は、産業配置であった。企画院・陸軍は日満北支を中心とし、特に陸軍は北支を重視したのに対し、海軍は南方をも含ませることを主張した。一方、商工省は日本本国の主導性を主張し、中核地域の設定には消極的であつた。

このような政策的な差異は、どの地域を重視するかに依るものであつたが、それとともに、経済圏の統制とも密接に関連していた。すなわち、商工省はこの時期設立された重要産業における統制会の機能を拡充強化して、大東亜全域での産業再編を含めた統制を担わせようとしていたのである。このため、産業の再編成を伴う中核地域の設定を、最初から設定することには消極的だったといえよう。商工省は、統制会側との連携を強め、大東亜経済建設という観点からも統制会の強化を図ろうとしていたのである。⁽⁶⁾しかし、経済統制の問題は、各地の事情や各政策主体の権限とも絡む問題で、簡単には合意に達するものではなかつたと思われる。

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想（安達）

また政策形成過程の分析から、「基本方策」作成時において、幹事補佐レベルの各省の課長クラスが中心的な役割を果たしていたことが明らかになつたといえよう。東条首相は、後の連絡会議で、「其ノ審議力見当外レノ方向ニ向ハサル如ク政府トシテハ十分之ヲ指導シ來レル」と述べているが、まさに「基本方策」作成は政府が中心になって進めたものであった。それゆえ、第四部会での議論というものは、補佐的なものであり、自由な議論はあつたものの、あくまでも合意を調達するためのものだったのである。

「基本方策」は、各政策主体の妥協の上に成立した。このため、文言はきわめて曖昧なものとなり、抽象的で漠然とした内容となつてしまつた。しかも、大本営政府連絡会議において、その取り扱いが中途半端になつたため、さらには政治的意義を不明瞭にしてしまつた。「基本方策」の取り扱いをめぐつても、政府と統帥部、特に参謀本部と対立が生じ、ここでも妥協がなされたのである。内閣はそのまま閣議決定して、連絡会議の決定に持ち込み、国策として政策の基本方針に定着させようとしたが、大本営側はあくまでも統帥部側においても検討したものと國策としようとした。そして統帥部側の要求が通り、「参考」扱いとなつてしまつた。このため、官民の合意として重視されつつも、曖昧な文言とあいまつて、具体的で明確な「根本方針」には

ならなかつたのである。

「基本方策」の取り扱いは、その後の審議会答申の取り扱いをも決めるものとなつた。重要な具体策については、再度、連絡会議の審議が必要になつたのである。それは統帥部側が具体策の検討段階から関与することを意味していた。統帥部は、実際に軍政を担当する現地軍司令官に対して指揮命令する権限を持っており、その権限から関与を主張したのであつた。このような政治過程から、大東亜建設という問題においても、統帥部の意見が重視される状態にあつたことが確認できよう。

さて、連絡会議で「基本方策」の取り扱いが定まる以前に、これに基づいた新たな部会が活動を開始していた。五月四日の総会において新設された第五部会から第八部会は、すでに部会を開催していた。ともかく各政策主体は、「基本方策」に基づいた具体的方策の立案において、再び自らの主張を反映させようとしていくことになるのである。

注

(1) 「大東亜建設審議会」「経済建設」「大東亜共栄圏」などの当時の政治的な用語や、日本の植民地支配などにともない使用されたが、今日では不適切な呼称（満州」「満州国」「支那」「大東亜」等）である地域名などは、本来「」をつけて使用すべきであるが、以後、煩雑となるため「」をはずした。「南方」も同様の扱いとした。

(2) 石川準吉『國家総動員史』資料編・第四巻（同刊行会、一九七六年）、一三三五頁。以下、大東亜建設審議会の史料についての引用等で、「一九四二年のものについては、特に注記しないかぎり、同書『第十一 大東亜建設審議会関係資料』による。

(3) 以下に代表的なものを挙げる。小林英夫『大東亜共栄圏』の形成と崩壊』（お茶の水書房、一九七五年）。原朗『大東亜共栄圏』の経済的実態』『土地制度史学』第七一号、一九七六年。岩武照彦『南方軍政下の経済施策』（上・下）（汲古書院、一九八〇年）。

(4) 以下に代表的なものを挙げる。疋田康行編『南方共栄圏』

（4）戦時日本の東南アジア経済支配』（多賀出版、一九九五年）。池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』（岩波書店、一九九六年）。倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領』（早稲田大学出版部、一九九七年）。明石陽至編『日本占領下の英領マラヤ・シンガポール』（岩波書店、二〇〇一年）。

(5) 抽稿「書評－池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』」、『日本植民地研究』第九号、一九九七年。拙著『戦前期日本と東南アジア－資源獲得の視点から－』（吉川弘文館、二〇〇二年）、二二七頁。

(6) 疋田編前掲書（注4）、三七九頁。ここでは、三井物産調査部が一九四二年三月に作成した報告書が提示され、このようないきめ細かな認識があつたことが指摘されている。

(7) 古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』（吉川弘文館、一九九二年）。松本俊郎『第一次大戦期の戦時体制構想立案案の動き』（『美濃部洋次文書』に見る日満支経済協議会 大東亜建設審議会の活動）『岡山大学経済学会雑誌』第二五卷第一・二号、一九九三年五月。山本有造『大東亜共栄圏』構想とその構造－『大東亜建設審議会』答申を中心にして－古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』（京都大学人文科学研究所、一九九四年）所収。石井均『大東亜建設審議会と南方軍政下の教育』（西日本法規出版、一九九四年、一九九五年に改訂版発行）。

(8) 「美濃部洋次文書」東京大学付属図書館所蔵、雄松堂書店発行マイクロフィルム版『美濃部洋次文書』、一九九一年。明石陽至・石井均（解題）『大東亜建設審議会関係史料（総会・部会・速記録）』（全四巻）（編集復刻版）（龍溪書舎、一九九五年）。

(9) 第二部会を中心に部会での審議を検討した石井前掲書（注7）では、結論として「各部会の会議での実質的な審議よりも、幹事の側での案文作成の作業が大きな役割を果たしていくと言つてよい」（二四九頁）としている。そうであるならば、答申の政策的意義を明らかにするためには、幹事側に対する分析が不可欠と考える。

(10) 石井前掲書（注7）では、審議会の政治的位置や、答申の軍・政府での取り扱いに対する詳細な分析はなされていない。にもかかわらず、第二部会答申を「南方占領地の教育政策の

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想（安達）

基本を定めたもの」(二四九頁)と位置づけてしまつてゐる。このため、その後において「の答申」と並行して軍部も独自に教育に関する施策を指示している(同前)、とや、「現地軍は政府の正規の審議会である大東亜建設審議会の答申による基本的な教育政策よりは、軍部中央の意向をより尊重する場合もみられた」(二五〇頁)といった状況について、その理由が不明確になつてしまつてゐる。

(11) 山本前掲論文(注7)の区分による。ただ第一期の終わりは「あるいは同十一月十二日の第六回総会までの時期」としている。また、第二期については、「新設部会は六月から七月にかけて集中審議を行い、それぞれ答申案をまとめて第八回総会において報告を行つたことはたしかであるが、いまのところ第八回総会以降の記録は残つていないのである」としている。

(12) 「大東亜建設審議会第七回総会次第」、前掲「美濃部洋次文書」(注8)、No.4521°。

(13) 「大東亜地域ノ食糧増産方策並二大東亜地域ノ織維原料增産方策ニ關スル件ヲ定ム」国立公文書館所蔵、公文類聚・第六十八編・昭和十九年・第七十五卷・産業・農事。なお、この第二期については、別に論文としてまとめることを考えている。

(14) 古川前掲書(注7)、二七四頁。

(15) 『杉山メモ(下)』(原書房、一九六七年)、一一一頁。

(16) 前掲「美濃部洋次文書」(注8)、No.4674、No.4565、No.4416°の三つの文書の作成順序は、おそらくの順番であると考へられる。すなわちNo.4674に若干の修正が加わったものがNo.4565で、これにはおそらく美濃部と考えられる手書きの

書き込みがある。そして、No.4416にはその書き込み分も含めて修正がなされている。

(17) 前掲「大東亜建設審議会第七回総会次第」(注12)。

(18) 前掲「美濃部洋次文書」(注8)、No.4416°。

(19) 軍事史学会編『大本營陸軍部戦争指導班機密戦争日誌』上(錦正社、一九九八年)。以下、本文でも『機密戦争日誌』と記す。

(20) 前掲『杉山メモ(下)』(注15)、一九頁。

(21) 「大東亜経済建設基本方策」の三月九日案は、「柏原兵太郎文書」(国立国会図書館所蔵、No.541)三月一〇日案は、「前掲『美濃部洋次文書』(注8)」、No.4429°三月三〇日案は、「前史料」、No.4431°。

(22) 前掲「美濃部洋次文書」(注8)、No.4674°の文書は、修正を受ける前で、企画院の意図を最も反映していると考えられる。

(23) 同前「美濃部洋次文書」、No.4429°。

(24) 同前「美濃部洋次文書」、No.4674°。

(25) 中村隆英・原朗「経済新体制」日本政治学会編『近衛新体制』の研究(岩波書店、一九七三年)所収。

(26) 前掲「美濃部洋次文書」(注8)、No.4416°。

(27) 「大東亜経済建設ノ具体的方策ニ關スル件」、前掲「美濃部洋次文書」(注8)、No.4675°の文書は商工省の用紙を利用し、No.4565への美濃部の書き込みと同趣旨であることから商工省の文書と考えられる。そして四つ目の項目が産業8としており、4565への修正だということがわかる(ちなみに4674文書では産業の項目は8ではなく7となつてゐるため)。

(28) 商工省「南方問題経済懇談会(大東亜建設方策)」所収。

国立公文書館所蔵、返赤一一一A一一四一一二一一JACAR
(アジア歴史資料センターリ) Ref.A03032020000° なんばーりれ
と同じ意見書が、前掲「美濃部洋次文書」(注8)、No.4431◎
最後に添付されている。

(29) 『朝日新聞』一九四二年二月二一日。

(30) 中村・原前掲論文(注25)、および柴垣和夫「経済新体制」

と統制会「東京大学社会科学研究所編『戦時日本經濟(ファ
ンズム期の國家と社會2)』」(東京大学出版会、一九七九年)
所収、を参照。

(31) 松本前掲論文(注7)。なお、この論文では「総務局調査

室」と書かれているが、実際の美濃部洋次文書では、No.4469
「大東亜共栄圏ヲ通ズル総合的商工鉱業政策摘要」には「總
務局調査課」と記され、No.4470「大東亜共栄圏ヲ通ズル總
合的商工鉱業政策摘要(追補)」には「総務局調査室」と書

かれている。ちなみに、この時期の商工省には、「総務局調
査課」があつたことは確認できる(通商産業省編『商工政策

史』第三巻(商工政策史刊行会、一九六二年)二六六二
六七頁)。

(32) 前掲、商工省『南方問題経済懇談会(大東亜建設方策)』(注

28) 所収。

(33) 同前史料所収。

(34) 同前史料所収。

(35) 同前史料所収。

(36) 同前史料所収。

(37) 宮島英昭「戦時経済下の自由主義経済論と統制経済論」坂
野潤治ほか編『シリーズ日本近現代史3 現代社会への転形』

(岩波書店、一九九三年) 所収。

(38) 石川前掲書(注2)、一三〇頁。

(39) 「大東亜建設審議会第四部会幹事会開催の件」一九四一年
三月三一日、前掲「美濃部洋次文書」(注8)、No.4430° なお、
陸海軍の幹事が出席していたことは、後述する幹事会での紛
糾からわかる。

(40) 「大東亜建設審議会関係」一九四二年七月、防衛庁防衛研
究所図書館所蔵、中央一軍事行政一軍需勤員一四一三三二七。
(41) 「金原節三業務日誌摘録」後編その四のイ(昭和一七年六
月一日～六月三〇日)、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、中央一
軍事行政一その他一八。

(42) いのとの参考となるものに、大蔵省が第五部会答申案に
対し「統制会ハ各地域ニ設立スルモノナリヤ若シ然リトセバ
反対ナリ何トナレバ北支那開發会社ノ如キハ實質上統制会的
役割ヲ果シ居レバナリ」と述べていることがある(「大東亜
産業建設基本方策ニ閣スル大蔵省意見」、前掲「美濃部洋次
文書」(注8)、No.4619)。

(43) 統制会の設立が遅れた理由は、「産業別主務官厅間の所管
争いの問題」で、「それは、産業別に統制会を設立して監
督権を一元化しようとする商工省にたいする他省厅の反発と
してあらわれた」(柴垣前掲論文(注30)、三二七頁)のである。
こうした反発を抑え込むためにも、商工省は、この審議
会でその機能強化をオーソライズすることを求めていたことが
が考えられる。しかし、第二次指定においても、対立が見ら
れたことからも、この問題は解決していかつたのである。

(44) 「毛利英於菟文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、一一
六一一。

(45) これに関連するとして、五月一九日には「占領地採油

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想（安達）

- (46) 「甲谷悦雄大佐日誌」防衛厅防衛研究所図書館所蔵、中央戦争指導―重要国策文書一八二四。
- (47) 以下、第四部会の議事からの引用は、前掲『大東亜建設審議会関係史料(総会・部会・速記録)』(注8)第三巻、八五〇頁。
- (48) 速記録には、「幹事補佐(武藤陸軍軍務課長)」と記されているが、当時の軍務課長は佐藤賢了であった。武藤章は軍務局長であり、幹事であつた。発言したのは佐藤の可能性もある。しかし、「機密戦争日誌」の翌日の記述から考えると、ここで発言を行つたのは武藤章の可能性が高いと思われる。
- (49) 四月一七日の速記録には、修正された幹事会案は記載されていなかが、部会・総会の審議において、この部分への修正はなされなかつたため、総会決定の文と同じである。それにについては、石川前掲書(注2)から引用。
- (50) 以下、第二回の総会の議事に関しては、前掲『大東亜建設審議会関係史料(総会・部会・速記録)』(注8)第一巻、一九〇四〇頁。
- (51) 「大東亜産業建設基本方策」一九四二年四月三〇日、前掲、商工省『南方問題経済懇談会(大東亜建設方策)』(注28)所収。すでに部会での決定の後、幹事会においては新たな部会の設置が決まっており、商工省ではそれを受けて、早くも答申案の準備を開始していたと思われる。その内容についてはすでに本文中で指摘した。
- (52) 佐藤元英『アジア太平洋戦争期政策決定文書』(原書房、二〇〇一年)、二四八頁。
- (53) 前掲『甲谷悦雄大佐日誌』(注46)、五月一八日の条。
- (54) 同前史料、一九四二年五月一六日の条。
- (55) 防衛厅防衛研究所戦史部編『史料集 南方の軍政』(朝雲新聞社、一九八五年)、九一九二頁。
- (56) 前掲『甲谷悦雄大佐日誌』(注46)、五月一八日及び一九日の条。
- (57) 前掲『機密戦争日誌』(注19)、五一九日の条(二四七頁)。
- (58) 前掲『杉山メモ(下)』(注15)、一二七頁。
- (59) 前掲『甲谷悦雄大佐日誌』(注46)では、「今後分ハ軍務局長ヨリ発言」と記されていること、そして前掲『機密戦争日誌』(注19)には、「大東亜建設審議会ノ運営ニ関スル件」として「統帥部ノ要求通ル」や「参考」とするとしていること、さらに次の答申がでたときに、閣議決定(八月二一日)により前に連絡会議に附議されていること(八月一九日)から総合すると、このように考えられる。
- (60) 前掲『杉山メモ(下)』(注15)、一三九一四〇頁。
- (61) 「南方軍總參謀長及第一四軍參謀長ニ対スル軍務局長説明要旨(軍政關係)」、「占領地行政關係綴(南方占領地)」防衛府防衛研究所図書館所蔵、南西一軍政一二八一二所収、では、付されている。さらに、一九四二年八月七日には、「軍政總監指示」(防衛府編前掲書(注55)、二九七頁)として、同じ内容のものが各軍に伝えられた。なお、このことについては、石井前掲書(注7)の八九一九一頁に詳しく述べられている。
- (62) 前掲『大東亜建設審議会関係史料(総会・部会・速記録)』

(注8) 第一巻、第六回議事速記録、一頁。ここでは、八月二一日の閣議で「政府施策ノ基準トナスト云フ旨ノ決定ヲ見タコト」が報告されている。

(63) 興亞院は、一九四二年七月一四日付で「支那經濟建設基本

方策立案案ニ關スル諒解事項」を作成している。これは「大東

亞經濟建設基本方策」に対応しながらも、「必シモ各部会答

申案ニ約束サレズ、ソノ趣旨ヲ体シツツ興亞院独自ノ見解ヲ

以テ「具体案をつくるとしてその原則を示したものである。

そして、この原則をもとに、八月三一日に「支那經濟建設基

本方策（案）」を作成している（外務省記録「大東亞戰爭中

ノ帝国ノ對中國經濟政策雜件」、外務省外交史料館所蔵 E.0.0.5。

および中村隆英『戰時日本の華北經濟支配』（山川出版社、一九八三年）、二七三～二七四頁を参照）。なお、答申が具体的な政策や施策の立案に与えた影響については、改めて第五部

会の答申と併せて検討したい。

(64) 「ビルマ」のボードウイン鉱山の委託經營をめぐって、三

井鉱山を推す陸軍と、日本鉱業を推す商工省が激しく対立し

た。この選定過程については、疋田編前掲書（注4）によつて詳細が明らかにされている。商工省が日本鉱業を推した理由は、①鉱山統制会会長の伊藤文吉が日本鉱業の元会長で、

その鉱山統制会が推薦をしたこと、②日本鉱業を傘下におさめる日産の鷲川義介と岸信介商工大臣との深い結びつきがあつたことによる。①の点に着目すると、この事例も、本稿が明らかにした商工省と統制会の連携重視といった観点から位置づける必要がある。

(65) 前掲『杉山メモ（下）』（注15）、一三九頁。

(66) 第五部会での「大東亞産業（鉱業、工業及電力）建設基本

方策」についての形成過程や、これら答申が経済政策の立案に与えた影響については、別稿を予定している。

（東北大学大学院文学研究科助教授）

‘Dai-toa Kensetu Singikai’ (the Council for Co-prosperity Sphere of Great East Asia) and the design for economic policies : A Study for making of ‘Dai-toa Keizai Kensetu Kihon Hosaku’

by ADACHI, Hiroaki

After outbreak of the Asia Pacific War, Japanese government set up ‘Dai-toa Kensetu Singikai’ (The Council for Co-prosperity Sphere of Great East Asia) on February 10, 1942. The Council, of which members were occupied by some ministers, government officials, politicians, and leading financiers, was composed of 4 sub-committees. The members of the 4th sub-committee discussed the design for economic policies and made up the report, ‘Dai-toa Keizai Kensetu Kihon Hosaku’, to build up Co-prosperity Sphere of Great East Asia.

With recently available documents, this paper examines the making process and the political role of this report. Although there have been prior studies about the Japanese war-time politics, the making process of economic policies for the occupied areas has not been so cleared. This analysis should be a clue to understand how the process progressed.

The draft of the report was made up by the government officials such as the Planning Board, the Ministry of Commence and Industry, the Ministry of Army, and the Ministry of Navy. In their discussion, some opinion confrontation arose, about how to arrange the industrial structure itself, and how to control the whole economic system. The Planning Board proposed that Japan, Manchuria and North China should be the central area of industry and industrial structure should be reorganized. On the other hand, the Ministry of Commence and Industry insisted that the Main Islands of Japan would be the center and Touseikai (the organizations for every important industry) should direct the reorganization of every industrial structure in Great East Asia. As opposed to it, the Army regarded North China as important area; the Navy looked on South East Asia as the most important area.

Because the mutual concessions trying to let these actors' opinions reach a compromise point, the report finally contained a lot of ambiguities. Moreover, because of the strong opposition from the General Staff Office, the report failed to be an official policy but turned to be mere reference material for building up Co-prosperity Sphere of Great East Asia. Although, through these processes the policies of every political actors were clear, at last the Army had great influence on various policies on Co-prosperity Sphere of Great East Asia.